

令和8年5月18日

お客さま各位

湘南信用金庫

暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みについて

平素より湘南信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
昨今、インターネットバンキングによる不正送金だけではなく、ロマンス詐欺・SNS型投資詐欺などの被害金が、暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座へ不正に送金される事案が増加しています。

このような情勢を踏まえ、湘南信用金庫では、お客さま保護と不正送金防止の観点から、**暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更してお振込みをされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。**

また、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど、お振込みの理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料の提出をお願いする場合があります。

【振込名義人を変更した具体例】

口座名義人	振込依頼人名	取引可・不可
ショウナン タロウ	ショウナン タロウ	取引可
ショウナン タロウ	1282ショウナン タロウ 注1	取引可
ショウナン タロウ	ショウナン ハナコ 注2	取引不可
ショウナン タロウ	シンキン ハナコ	取引不可

注1 振込依頼人名の前後に付される数字等は、制限には該当しません。

注2 家族間の名義変更や法人と役員間の名義変更も制限の対象となります。

お客さまの大切なご預金をお守りするための取組みとなりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上